

令和 8 年台風第 25 号等災害復興本部の設置について

本日の決定事項：災害対策本部を廃止し、同日付で「令和 8 年台風第 25 号等災害復興本部」を設置すること及びその体制を決定する。

1 提案の趣旨

➤ 災害フェーズの移行

台風第 25 号等に伴う災害対応は、人命救助、避難対応、応急的な道路の安全確保等を中心とする段階から、被災者の生活再建、公共施設等の本復旧及び地域経済の再生を継続的に進める段階へ移行している。

➤ 災害対策本部における方針決定

第 10 回災害対策本部会議では、「災害対策本部の応急対応から、生活再建・本復旧へ体制を移行していく」考え方について了承を得た。

➤ 災害復興本部への移行

印西市地域防災計画や他の先進事例等から、災害対策本部を廃止すると同時に、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、部局横断の意思決定、総合調整及び進捗管理を継続する。

2 体制移行の判断

判断項目	現状・確認事項	判断
① 主要な応急対応	人命救助、避難対応、緊急的な道路等の安全確保等はおおむね完了し、残る対応は個別の継続案件として整理できる。	移行可能
② 被害拡大のおそれ	今後の気象状況等から、被害の拡大の可能性が低下し、通常の警戒体制で対応可能な状況にある。	移行可能
③ 業務の引継ぎ	被災者支援、被害認定、災害廃棄物、公共施設復旧、農業支援等について、 各部の執行体制（災害対策本部の体制を維持） と復興本部による継続処理が可能である。	移行可能

移行の考え方

①災害対策本部の廃止は、復旧・復興業務を縮小するものではない。

②緊急対応を中心とする非常体制を終了し、各部の執行体制と復興本部の横断調整により対応を継続する。

3 災害復興本部の設置（災害対策本部の体制を継続）

項目	内容
名称	令和 8 年台風第 25 号等災害復興本部
設置日	令和 8 年 10 月 7 日（災害対策本部の廃止と同日）
設置根拠	印西市災害復興本部設置要領（別途制定）
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	各部長、議会事務局長
事務局	企画財政部・各部政策主幹
設置期間	主要な被災者支援及び復旧・復興施策の完了又は通常組織への承継まで

4 所掌事項

- 被災者への支援、生活再建及び住まいの確保に関すること。
- 被災した農業者その他の事業者への支援に関すること
- 道路、河川、上下水道、公共施設その他の本復旧及び再発防止に関すること。
- 被災者支援、復旧・復興事業の財政措置、国・県その他関係機関との調整及び要望に関すること。
- 被災者支援、復旧・復興施策の総合調整、進捗管理、情報共有及び市民への周知に関すること。

5 本部体制

区分	構成	主な役割
本部長	市長	支援方針及び重要事項の決定、国・県への要望
副本部長	副市長、教育長	本部長の補佐、部局横断的な調整
本部員	各部長等	所管事務事業の実施、課題・進捗の報告、部局間連携
事務局	企画財政部長、各部政策主幹、企画財政部長が指名する者	会議運営、総合調整、進捗管理、財政措置、国・県調整、情報集約

6 被災者・復旧情報の管理

各部署で所管する次の台帳を整備し、災害復興本部へ確実に引き継ぐ。

管理基盤	主な内容	運用
被災者台帳	被害状況、り災証明、支援制度の利用状況、相談・訪問記録、配慮事項等	市民部・福祉部等が連携して更新し、支援漏れ・重複を確認
公共施設等復旧管理台帳（仮称）	被災箇所、応急措置、復旧方針、工程、事業費、財源、課題等	各所管部が更新し、事務局が全体工程と課題を管理

7 各部の主な被災者支援及び復旧・復興業務

主担当部	主な業務
企画財政部	復興本部事務局、復興方針、総合調整、進捗管理、財政措置、国・県調整、要望活動
総務部	職員体制の確保、防災関係機関との連絡、広報、記録整理、移行後の警戒体制
市民部	住家被害認定調査、り災証明書の交付、被災者台帳、総合相談窓口、各種受付
福祉部	生活再建支援、災害弔慰金・援護資金、要配慮者支援、見守り・継続支援
健康子ども部	健康支援、こころのケア、子ども・子育て世帯への支援
環境経済部	災害廃棄物等の残務、公衆衛生、農業・商工業支援、農業施設復旧、低地排水対策
都市建設部	道路・橋梁等の本復旧、住宅再建支援、道路排水・急傾斜地対策、通行規制の管理
上下水道部	上下水道施設の本復旧・機能強化、井戸水等に関する関係機関連携
教育部・生涯学習部	児童生徒への支援、学校・社会教育施設の復旧
議会事務局	復旧・復興に係る議会对応及び議会との連絡調整

8 復興本部の運営

- 本部会議は、設置当初は定期的に開催し、その後は進捗及び課題に応じて本部長が招集する。
- 各部は、所管事業の進捗、課題、意思決定を要する事項及び支援漏れのおそれを事務局へ報告する。
- 事務局は、工程表・台帳等を基に重点課題を整理し、本部会議において対応方針、担当及び期限を明確にする。
- 新たな災害のおそれが生じた場合は、地域防災計画に基づき警戒体制又は災害対策本部を改めて設置する。